

## 船舶事故調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年8月16日 16時33分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市八木港（八家川河口付近） 姫路八木港西防波堤灯台から真方位074° 1,200m付近 （概位 北緯34° 46.3′ 東経134° 44.1′）
事故の概要	水上オートバイ F1W KT は、北進中、停船していた水上オートバイ MJ-FX cruiser に衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ MJ-FX cruiser 0.2トン 260-48259兵庫、個人所有 B 水上オートバイ F1W KT 0.2トン 260-46770兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	A 軽傷 1人（船長A）
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、座席後部に知人1人を乗せ、八木港の八家川河口付近で遊走中に同乗者が落水し、停船していたところ、B船が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、座席後部に知人1人を乗せ、八家川河口付近で停止していた状態から発進した。</p> <p>B船は、船長Bが、右舷側から後ろを向き、同乗者が落水していないかどうかを確認しながら約10～20km/hの速力で北進中、前に向き直った際、船首方1～2m付近に停船しているA船及びA船の船尾部ステップに立って船尾方の落水者の方を向いている船長Aを認め、スロットルレバーを放したものの、B船の船首部が、A船の右舷船尾部に衝突し、A船の右舷船尾部ステップに乗り上げた。</p> <p>船長Bは、B船の船首部が船長Aの左足に当たり、船長Aが落水するのを認めた。</p> <p>船長Bは、発進する際、自らの視界にA船を認めておらず、発進してからA船に衝突するまでの時間が10～20秒程度であったと本事故後に思った。</p>

	<p>本事故発生当時、八家川河口付近には、A船及びB船以外に他船はいなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、八家川河口付近において、同乗者が落水して停船していたところ、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、八家川河口付近において、北進中、船長Bが、後ろを向き、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前に向き直った際にA船及び船長Aを認め、スロットルレバーを放したものの、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、八家川河口付近において、B船が、北進中、船長Bが船首方の見張りを適切に行っていなかったため、同乗者が落水して停船していたA船に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時適切な周囲の見張りを行うこと。</li> </ul>